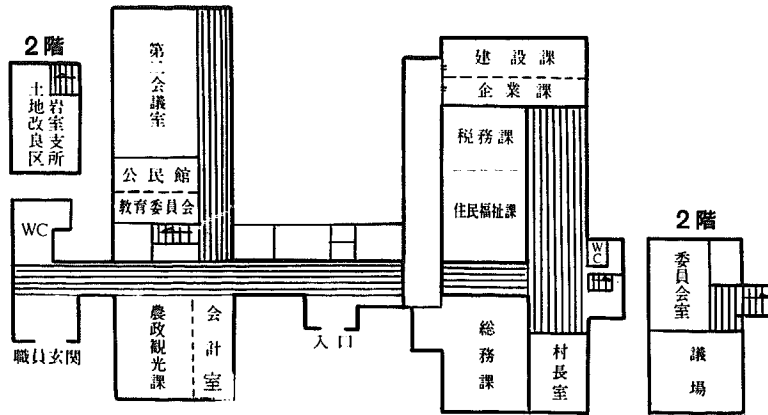


庁内・各課の配置が変りました

配置が変りました

役場の機構改革により四月から各課の配置と一部名称が変り次のようになりました。
庁是である「公平」、「親切」をむねとして、一層村民サービスに努めたいと思ひます。
よろしくお願い致します。



ことしの保育料はこうになりました

昭和51年度保育料徴収金基準額表

◇常設保育園◇

(1) 徴収金基準額表

階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)			
		3才児以上	3才未満児		
A 階 層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円		
B 階 層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円		
C 階 層	A階層及びB階層を除き前年度分の所得税非課税世帯	第 1	前年後分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯	2,050円	2,450円
		第 2	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	3,000円	3,450円
		第 3	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	3,600円	4,050円
D 階 層	A階層及びB階層を除き前年度分の所得税課税世帯	第 1	前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	4,400円	4,900円
		第 2	前年分の所得税課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯	5,800円	6,900円
		第 3	前年分の所得税課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	6,500円	7,900円
		第 4	前年分の所得税課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	7,500円	9,000円
		第 5	前年分の所得税課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	8,000円	11,000円
		第 6	前年分の所得税課税額が120,000円以上150,000円未満である世帯	8,500円	14,000円
		第 7	前年分の所得税課税額が150,000円以上である世帯	9,500円	17,000円

(2) 固定資産税額による階層繰上げ認定基準表

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	繰上げ認定する階層
C ₁ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C ₂ 階層
C ₂ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	C ₃ 階層
C ₃ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	D ₁ 階層
D ₁ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	D ₂ 階層

(3) 減額徴収基準

C₁~D₁階層に限り同一世帯に2人以上入園児童がいる場合は2人目の児童から徴収金額は半額とする。

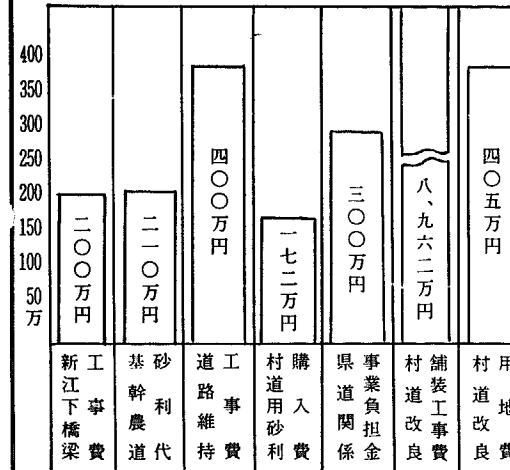
◇へき地保育園◇

徴収金基準額 (月額) 入園児童1人につき	月額 2,700円
-----------------------	-----------

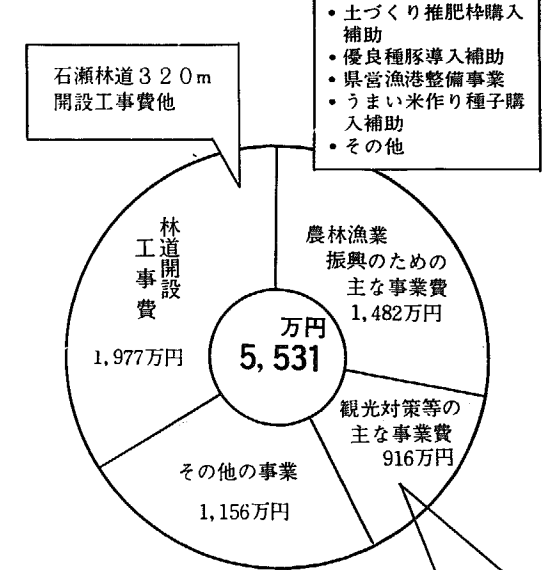
実行目標 正しく伸びよ 青少年

昭和51年度 岩室村 重点施策の概要

■基幹村道及び生活道路改良整備促進のために

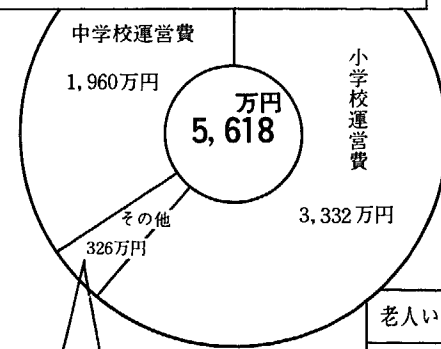


■農業を軸とした諸産業発展のための対策として



■教育をとりまく諸条件の整備充実をはかるために

- ・小、中の全児童生徒の机椅子の配当完了
- ・其の他学校教育条件全般についての底上げ



■社会福祉の充実、促進のための対策として

老人いこいの家	1,050万円	・道路工事、遊歩道工事、その他
老人福祉	2,952万円	・医療費扶助、いきがい対第費外
児童福祉	8,556万円	・保育園費、児童手当費、その他
母子、妊産婦、乳児の健康に関する対策	297万円	・母子栄養強化事業、医療費扶助等
検診及び予防接種	658万円	・成人病検診、予防接種ワクチン代、その他
じん介処理	640万円	・じん介処理費

- ・青少年健全育成対策
- ・青少年県外研修派遣事業
- ・文化大講演会
- ・その他